

報道関係者 各位

平成30年12月19日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

室長 柳澤 恭仁

(直通電話) 03-5403-2265

昭和ホールディングス外2社不当労働行為再審査事件 (平成29年(不再)第31号) 命令書交付について

中央労働委員会第三部会(部会長 三輪 和雄)は、平成30年12月18日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は次のとおりです。

【命令のポイント】

～子会社2社が8月18日付け団交申入れに応じなかったことは不当労働行為に当たるとしたが、親会社には使用者性が認められず、よって不当労働行為に当たらないとした事案～

8月18日付け団交申入れに係る土地の売却等に伴う雇用問題は義務的団交事項であると認められ、子会社2社は、本件工場等で勤務する組合の雇用主として、8月18日付け団交申入れに応じ、回答する必要があったというべきであり、子会社2社がこれに応じなかったことは、正当な理由のない団交拒否であり、労組法第7条第2号及び同条第3号の不当労働行為に当たる。

なお、親会社については、労組法第7条の使用者には該当しないため、その余の点について判断するまでもなく、組合が申し入れた団交に応じないことは、正当な理由のない団交拒否に当たるとは認められず、支配介入にも当たらない。

I 当事者

再審査申立人

全労連・全国一般労働組合東京地方本部(地本)(東京都中央区)
組合員約5000名(平成27年10月2日現在)

全労連・全国一般労働組合東京・千葉地方本部昭和ゴム労働組合(組合)(千葉県柏市)
組合員約60名(平成27年10月2日現在)

(地本と組合を併せて「組合ら」という。)

再審査被申立人

昭和ホールディングス株式会社(昭和ホールディングス)(千葉県柏市)
従業員7名(平成27年10月2日現在)

昭和ゴム株式会社(昭和ゴム)(千葉県柏市)
従業員約130名(平成27年10月2日現在)

株式会社ルーセント(ルーセント)(千葉県柏市)
従業員約40名(平成27年10月2日現在)

(昭和ゴムとルーセントを併せて「子会社2社」といい、昭和ホールディングスと子会社2社を併せて「会社ら」という。)

II 事案の概要

- 本件は、会社らが、組合らが4回に渡って申し入れた、会社らの製造工場及び事務所の所在する土地の売却等を議題とする団体交渉にいずれも応じなかったことが不当労働行為であるとして、救済申立てがされた事案である。
- 初審東京都労委は、救済申立てを棄却したところ、組合らは、これを不服として再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文の要旨

初審命令を次のとおり変更した。

- (1) 子会社2社が8月18日付け団交申入れに応じなかったことについて、子会社2社に文書交付を命じる。
- (2) その余の救済申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) 争点1（昭和ホールディングスは、労組法上の使用者に当たるか）について

昭和ホールディングスは、子会社2社の経営について一定の支配力を有していたとはいえるものの、それは、持ち株会社としてグループ内子会社に対する経営戦略的観点から行う管理・監督の域にとどまるものといえ、その域を超えて、子会社2社の従業員の基本的な労働条件等について、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的な支配をしていたとまでは認められず、子会社2社の従業員との関係において、労組法第7条の使用者には当たらない。

(2) 争点2（会社らが本件各団交申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団交拒否及び組合に対する支配介入に該当するか）について

ア 昭和ホールディングスの団交拒否について

昭和ホールディングスは、上記(1)のとおり、本件会社分割後は子会社2社の従業員との関係において労組法第7条の使用者には該当しないから、その余の点について判断するまでもなく、昭和ホールディングスが本件会社分割後に組合が申し入れた団交に応じないことは、正当な理由のない団交拒否に当たるとは認められず、支配介入にも当たらない。

イ 子会社2社の団交拒否について

(ア) 8月18日付け申入書に係る団交事項について

8月18日付け団交申入れに係る事項は、従業員の労働条件に関するものとして、義務的団交事項であると認められ、子会社2社は、本件工場等で勤務する組合員の雇用主として、本件土地売却による当時の時点における組合員の勤務地、労働条件の影響の現実的可能性の有無、事業用定期借地権の法的性質等については回答する必要があるというべきであり、子会社2社が応じなかったことは、正当な理由のない団交拒否であり、労組法第7条第2号の不当労働行為が成立する。

(イ) 8月27日付け申入書に係る団交事項について

8月27日付け団交申入書に係る具体的な団交事項は、子会社2社の処分可能あるいは説明可能な事項であるとはいえないし、直接に組合員の労働条件に係る問題であるともいえないから、義務的団交事項には当たらず、子会社2社の不当労働行為は成立しない。

(ウ) 9月4日付け申入書及び9月24日付け申入書に係る団交事項について

9月4日付け申入書及び9月24日付け申入書に係る団交事項は、いずれも子会社2社に処分可能あるいは説明可能な事項とはいえないため、いずれも義務的団交事項には当たらず、子会社2社の不当労働行為はいずれも成立しない。

ウ 会社らが、本件各団交申入れに応じなかったことは、組合に対する支配介入に該当するかについて

(ア) 昭和ホールディングスについて

本件各団交事項との関係で、昭和ホールディングスは労組法第7条第2号の使用者には当たらないので、労組法第7条第3号の不当労働行為が成立する余地はない。

(イ) 子会社2社について

本件当時労使関係が緊張状態にあった中、子会社2社は、8月18日付け団交申入れを拒むと同時に、あえて従業員宛てとしてその団交事項に係る内容について書面での回答を行うことは、組合を弱体化させるおそれがある対応というべきである。よって、子会社2社が8月18日付け団交申入れを拒否したことは支配介入に当たり、労組法第7条第3号の不当労働行為が成立する。

8月27日付け、9月4日付け及び9月24日付け各団交申入れを拒否したことは、前記イ(イ)(ウ)で不当労働行為には当たらない旨判断したところ、その他に子会社2社の上記各団交申入れの対応が組合に対する支配介入となるような事実ないし事情は認められないため、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるといえることはできない。

【参考】初審救済申立日 平成27年10月2日（東京都労委平成27年(不)第90号）
初審命令交付日 平成29年5月11日
再審査申立日 平成29年5月19日